

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



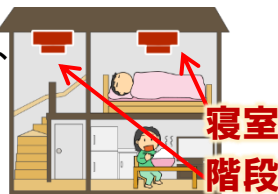
熊本県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられました。
平成23年6月1日から令和5年6月1日で**12年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

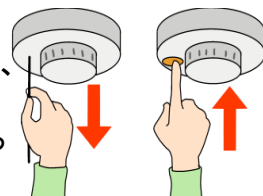
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

有明広域行政事務組合消防本部 Tel.0968-73-5273 (お問合せは、予防課まで)

【後援】



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency



熊本県
Kumamoto Prefecture